

氏名	キン 金	シュン 春
学位(専攻分野)	博士(法)	学(学)
学位記番号	法博第53号	
学位授与の日付	平成18年3月23日	
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当	
研究科・専攻	法学研究科民刑事法専攻	
学位論文題目	倒産制度における労働者の地位・処遇 ——中国法の研究を契機として——	

論文調査委員 (主査) 教授 山本克己 教授 徳田和幸 教授 笠井正俊

論文内容の要旨

倒産制度においては、債権者、担保権者、株主、労働者、下請業者、債務者、経営者等さまざまな利害関係人間の利益を調整する、プライオリティの問題が重要である。倒産制度におけるプライオリティ問題の中で、最も重要かつ困難な問題の一つが、労働者にいかなるプライオリティが与えられるべきという問題、言い換えれば、企業の倒産時における労働者の地位・処遇に関する問題である。諸外国において、例外なく、この問題は、倒産法上の重要な課題として扱われてきた。

この問題については、日本でも、従来から、盛んな議論が行われている。そして、倒産法改正作業が一段落した今日においても、なお、解釈論上・立法論上、検討すべき問題が多く残されている。他方、この問題は、中国においても、倒産制度の根幹に関わる問題であったため、かねて、解釈論上・立法論上の争点となっていた。中国において興味深いのは、この問題をめぐって、既に裁判実務において貴重な経験が積み重ねられていること、そして、今次の倒産法改正作業の過程で活発な立法論が展開された結果、2006年に予定されている新法の成立に向けて注目すべき改正案が示されていることである。

以上のような背景と問題関心の下に、本研究は、倒産制度におけるプライオリティ問題の一環として、日本法及び中国法において、ともに重要な各論的な課題となっている、労働者の地位・処遇をめぐる問題について考察を行っている。具体的な考察の対象として、以下の三つの課題を設定し、それぞれについて考察が加えられている。

第一章「破産手続における労働者の地位・処遇」では、日本法及び中国法において、ともに、古くから最も議論が多いテーマである労働債権の処遇を中心として、破産手続における労働者の地位・処遇が考察され、その結果、次の点が明らかにされている。

すなわち、労働債権については、担保付き債権との優劣関係が最も問題になるところ、プライオリティ問題がある意味で政策的次元の問題であるという視点に立っても、担保制度が果たす経済的な機能を保護することの重要性は、中国法の破産実務の経験によって実証されていると言うことができる。したがって、労働債権が担保付き債権に劣後する平時の実体法秩序は日中両国の破産手続において安易に変更すべきでない。しかし、破産財団の不足が永遠の課題であることを考慮すると、担保権に一定の制限を加える可能性には、日中両国において、今後とも関心を寄せなければならない。具体的には、日本の倒産法改正作業の過程において議論された担保権の実行制限の可能性をさらに吟味し、他方で、中国の倒産法改正作業において示されている、担保目的物の売却代金の一定額を一律に破産財団に組み入れること等を通じて労働債権の確保を図ろうとする制度の行方を引き続き注目する必要がある、と。

第二章「中国における再建型倒産制度の現状」では、日本の学界において、近時新たに注目されつつある、事業譲渡による倒産処理手法における労働者の地位・処遇について考察がされ、その結果、次の点が明らかにされている。

すなわち、まず、事業譲渡による倒産処理において、労働契約が譲受企業に当然に承継されるべきかという問題がある。この問題は、労働者の生活保障と事業譲渡による倒産処理自体の実効性をいかに調和させるべきかという問題に関わるところ、現実的には、後者に傾斜せざるを得ない面がある。したがって、労働契約は個別に承継されるという中国法及び日本の

現行法の立場は妥当であると言える。次に、事業譲渡手続における労働者・債権者等の利害関係人の手続関与の問題がある。中国においても日本においても、雇用維持を強調し過ぎることによって譲渡価格が低下するおそれがあることを考慮すると、利害関係人に対して、例えば異議申立て権のような、より強い手続関与権を認めるべきかどうかを、さらに検討する必要がある、と。

第三章「再建型倒産手続と労働者の地位・処遇」では、再建型倒産手続と労働者の地位・処遇、具体的には、①再建型倒産手続の目的・意義と労働者保護の関係、②再建型手続・清算型手続間の優劣関係を始めとする、倒産手続全体の構造と労働者保護の関係、そして、③労働契約の処遇に考察が加えられている。この第三の考察の結果、次の点が明らかにされている。

すなわち、まず、①の再建型倒産手続の目的・意義に関しては、雇用維持・労働者保護を過度に重視するのではなく、債権者の権利実現をより強調することが妥当である。もっとも、再建型倒産手続が雇用維持に関して現実に重要な機能を果たしていることは否定できない。したがって、再建型倒産手続の目的がもっぱら債権弁済の最大化にあると言えるかは、なお検討を要する。次に、②の倒産手続全体の構造に関しては、雇用維持・労働者保護を基本的な目的とする再建優先の単一型の手続構造は妥当でない。そして、日本の有力説が主張し、また、中国の改正草案が採用している開始手続の一本型の手続構造は、立法上の選択肢として魅力がある。とりわけ、中国の2004年企業破産法草案において示されている開始手続の一本型のように、直接にかつ早期に再建型手続が開始される余地をも残す手続構造は、再建成功の可能性を高め、再建型手続の雇用維持の効用を損なわない点で、注目に値する。最後に、③の労働契約の処遇に関しては、日本において、その解除にあたって裁判所の許可を必須要件とすることが、とりわけ、DIP型の再建型倒産手続において、労働者の納得を得やすいという意味でも、事業譲渡による倒産処理の場合との均衡からも、検討に値する、と。

論文審査の結果の要旨

本論文は、日本法との比較において、中国の企業倒産法における債権者その他の利害関係人間の優劣問題（プライオリティ・ルール）とそれに関連する事項を、労働者の倒産処理手続上の処遇に焦点を当てて論じたものである。比較法的に見ても、租税債権や社会保険料債権と並んで、賃金債権等の労働債権の倒産法上のプライオリティは、常に法政策的な議論的となっている。わが国における近時の倒産法制の全面改正においても、やはり、労働債権のプライオリティを含む労働者の処遇が大きなトピックとなっていた。本論文は、このような諸国に共通の問題点について、新たな比較法的な知見を付け加えるものである。

改革開放路線に転じた後の中国においては、国有企業の効率化のための鞭として、破産制度が導入されたのであるが、そのために、破産した企業の財産の分配をいかにすべきか、という点はおざなりな扱いしか受けていなかった。その結果、法文の建前上は担保権が労働債権に優先するにもかかわらず、実務においては逆転現象が生じている。本論文の第1章は、かかる逆転現象が生じた法制上の原因（完全雇用を前提とする社会主義経済体制における失業補償制度の不在が、今なお継続していること）を明らかにするとともに、企業金融における予測可能性確保の観点から、逆転現象に対する批判的な立場が披瀝されている。

このような性急な破産制度の導入後の一定の経験を通じて、中国においても、再建型の倒産処理の必要性が認識されてきたのであるが、本論文の第2章では事業譲渡による企業再建手法における労働契約の承継を通じた雇用の維持の問題が検討され、第3章では再建型倒産処理手続と清算型倒産処理手続との間での選択の問題が雇用維持の観点と絡めて論じられている。いずれの章においても、黎明期における中国の再建型の倒産処理手法・法制の苦闘が、具体的な事例や立法草案の変遷の紹介を通じて、見事なまでに活写されている。そして、雇用維持を一面的に強調する立場が断罪され、債権者に配分するパイの最大化を重視しながらも、各種のカテゴリーの利害関係人団を保護するためのきめ細やかな制度設計の必要性を論ずる立場が、説得的に展開されている。

以上のような内容を持つ本論文の意義は、2つのコンテキストに分けて考えるべきであろう。

まず、中国法内在的なコンテキストにおいては、現在、中国では倒産法制の全面的見直し作業が進められているところ、本論文はこの作業に裨益するところが大きいと予想することができる。

次に、日本の読者にとって、本論文は、政治体制としては社会主義を維持しつつ、経済体制については市場経済に移行するという、未曾有の実験を行っている中国の倒産法制を紹介することで、市場経済体制における倒産処理手続や担保制度の社会経済的な存在意義を再認識させてくれる。しかも、本論文は、日本法の議論を参考に中国法のあり方を批判的に考察するだけでなく、中国の経験を参考にしながら日本法を対象とする立法論・解釈論を説得的に展開しており、日本法の研究論文としても参照されるべき内容を多く含んでいる。そこでは、著者の日本法の理解の的確さ、実定法理論家としての理論展開能力の高さがいかんなく発揮されている。また、各章における考察の組み立ても巧妙に構造化されており、著者の日本語能力の高さと相俟って、読者は議論の展開にぐいぐいと引込まれるような力強さを感じることができる。

このように本論文は、単なる比較法的な知見を提供してくれる以上の価値を有しているのであるが、いくつかの問題点がないではない。

まず、著者は、序章において、必ずしも十分な論証を経ないまま、プライオリティ・ルールは法政策的な問題であるとする立場を採用しているが、現時点の日本においては、倒産法上のプライオリティ・ルールは、倒産処理手続外に妥当する平時実体法が定めるそれにてできるだけ忠実であるべきであるという立場と、倒産法独自の立場から政策的に決定できるとする伝統的な立場が対立している。したがって、「法政策的」という用語の当否を含めて、この点についての周到な議論が必要であったとも考えられる。もっとも、この総論的な問題に対する答えは、各論的な考察を積み重ねた後に出すべきものであると考えられるところであり、今後の研究の進展を期待すべきであろう。

また、清算型手続である中国の破産手続における労働債権に関するプライオリティ・ルールについては、第1章で非常に詳細な紹介と検討が加えられているにもかかわらず、中国の再建型手続を扱う第3章においては、再建型手続におけるプライオリティ・ルールについてごく簡単に触れられるに止まっており、叙述がアンバランスであるとの印象を禁じ得ない。しかし、中国の倒産法制の見直し作業がまだ最終段階に至っていないことがその原因の1つであることを考えると、現時点でそこまで要求することは酷であると言うべきである。

以上のようないくつかの今後の課題を残しながらも、本論文は、先に述べたように、倒産法上の最重要問題の1つについて、高度の理論的水準をもって、中国法と日本法の双方について犀利な分析を加えるものであって、わが国の倒産法学に多大な貢献をするとともに、著者の日中の倒産法を架橋する理論家としての将来を期待させるものとなっている。

以上のことから、本論文は、博士（法学）の学位を授与するにふさわしいものと判断する。

なお、平成18年2月3日に調査委員3名が試問を行った結果、合格と認めた。